

## 「医療的ケア児保育等検討部会」の設置について

保育・こども園課

報告事項となりますが、令和3年9月施行の「医療的ケア児支援法」への対応として、令和4年度に医療的ケア児の保育実施における本市のガイドライン策定等を検討する予定ですが、本審議会の審議事項ではなく、「医療的ケア児保育等検討部会」を設置して行います。